

## 神奈川県告示第 522 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成 27 年 12 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 起業者の名称  
相模原市
- 2 事業の種類  
(仮称)津久井消防署青根分署、緑区役所青根出張所及び青根公民館複合施設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
相模原市緑区大字青根字駒入原及び字東野地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について  
申請に係る事業は、相模原市緑区大字青根字駒入原及び字東野地内を起業地とする(仮称)津久井消防署青根分署、緑区役所青根出張所及び青根公民館複合施設整備事業(以下「本件事業」という。)である。  
本件事業は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 21 条に掲げる市町村が設置する公民館、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 20 に掲げる指定都市が設置する区役所出張所及び消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 9 条に掲げる市町村が設置する消防署に関する事業であることから、それぞれ、法第 3 条第 22 号に掲げる社会教育法による公民館及び法第 3 条第 31 号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎等その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について  
本件事業の施行者である相模原市(以下「起業者」という。)は、本件事業を施行するため、平成 26 年 2 月に当該施設の整備を位置付けた「新・

相模原市総合計画 中期実施計画」を策定し、事業遂行について必要な財源措置を講じていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、津久井消防署青根出張所、緑区役所青根出張所及び青根公民館（以下「現 3 施設」という。）について、現在の青根公民館の位置に新たに用地を取得し、現 3 施設を複合した施設に整備するものである。

起業地の存する相模原市緑区大字青根（以下「青根地域」という。）は、65 歳以上の高齢者の割合が平成 25 年以降 5 割を超え、特に高齢化が著しい地域で、救急需要も年々増加している。起業者は、「新・相模原市総合計画」において「救急における救命率の向上」を重要な施策として位置付けているが、主に青根地域を管轄する津久井消防署青根出張所には、救急車及び救急隊が配置されておらず、救急車の現場到着時間が相模原市内の平均を大幅に上回っている。

こうした課題解消にあたり起業者は、同出張所に救急車及び救急隊を配置することとしたが、現在の建物は狭小で、敷地には段差があることから増改築も困難となっている。

また、青根地域周辺で災害があった場合、復旧活動の拠点となる施設が不可欠となるが、現 3 施設とも老朽化が著しく、分散していることから、防災拠点として十分な機能が発揮できないおそれがある。さらに、緑区役所青根出張所と青根公民館の課題としては、青根地域が山間部の斜面地が多い地域であるため、地域住民、特に高齢者にとって利用しやすい場所、施設であることが求められている。

本件事業の完成により、津久井消防署青根出張所に新たに救急車及び救急隊が配置され、幹線道路沿いに青根分署として整備されることで、救急車の現場到着時間が大幅に短縮され、救急における救命率の向上に寄与することが認められる。

また、現 3 施設の老朽化問題が解消され、災害発生時においては、救助活動を担う消防署の分署と行政の指揮命令機能を持つ区役所の出張所の併設により、災害や避難情報の共有や円滑な業務の連携が図られるとともに、一時的な避難場所としての活用が期待される公民館も一体となることで、防災拠点としての機能を十分に発揮することが可能となるも

のと認められる。

さらに、立地条件が良く利用しやすい場所に区役所の出張所と公民館が一体的に整備され、地域住民、特に高齢者の利便性の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）、神奈川県環境影響評価条例（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号）及び相模原市環境影響評価条例（平成 26 年相模原市条例第 33 号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業である。

本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

また、起業者が行った調査によると、起業地内には文化財保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、地形、接道、造成費等により申請案のほか周辺の 2 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は、幅員 9 m の見通しの良い第 1 次緊急輸送道路に指定されている一般国道 413 号に面し、緊急車両の出動の安全性が確保されることに加えて造成費が最も廉価なことなどから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

4 (3) アで述べたように、津久井消防署青根出張所は、狭小なため救

急車及び救急隊の配置ができないほか、現 3 施設とも老朽化が著しく、分散しており、災害発生時に防災拠点として十分な機能が発揮できないおそれがあることなどから、本件事業を早期に施行する必要性があると認められる。

また、青根地域の 5 自治会役員等で構成される青根地域振興協議会から本件事業の完成に関して繰り返し強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 相模原市緑区役所津久井まちづくりセンター